

ポスタルくらぶ法人会員規定

第1条（目的）

ポスタルくらぶ（以下「本くらぶ」といいます。）は、暮らしに役立つサービスや情報等を提供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることを目的とします。

第2条（会員及び会員サービスの内容）

1. 本くらぶの目的に賛同して本規定を承認の上、一般社団法人ポスタルくらぶ（以下「本 法人」という。）に入会申込みを行い、本法人が承認した企業・団体等を「法人会員」と称します。また、本くらぶのサービスの対象となる、法人会員の社員または構成員を「個人会員」と称します。
2. 個人会員は、本法人が別途定める「ポスタルくらぶ個人会員規定」に従って、本くらぶのサービスの提供を受けることができます。本くらぶの個々のサービスの内容（優待又は特典の内容を含む。）、利用価格、利用方法等は、本法人より個人会員に配布される配布物及び本法人所定のWEBサイト等で定めるものとします。
3. 法人会員は、法人会員に所属する構成員等である個人会員に対して福利厚生サービスを提供する目的のみ本くらぶのサービスを利用できるものとし、本くらぶの提供するサービス（本くらぶのサービスをその要素とするサービスを含む。）を、収益を得る目的で利用することはできないものとします。

第3条（入会金及び年会費）

法人会員は、法人会員入会申込書に基づき、別に定める入会金及び年会費等を本法人に支払うものとします。年会費は個人会員数に応じて算定され、本法人からの請求書に基づき、本法人と合意した期日までに本法人の指定する口座に振込みにより払い込むものとします。なお、一度支払われた入会金や年会費等は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第4条（サービスの対象者）

1. 本くらぶのサービスの対象者は、個人会員本人のみとします。
2. 法人会員は、個人会員以外の第三者に本くらぶのサービスを利用させてはなりません。

第5条（個人会員の登録及び異動の届出）

1. 法人会員は、入会時に本法人へ個人会員の届出を行います。また入会以後の異動（個人会員となるべき社員または構成員の入社（入会）、退社（退会）のほか、個人会員の住所、氏名等の届出事項の変更を含みます。）により登録内容の変更及び追加登録を希望する場合は、所定の基準日までの異動を所定の締切日までに本法人へ届出を行い、本法人はその届出に基づき個人会員の登録及び年会費の請求等を行います。
2. 法人会員及び個人会員の資格発生日は申込書にて定めるものとします。
3. 新規個人会員の加入は法人会員から本法人への入金をもって行い、加入した個人会員はポスタルくらぶ会員カードの到着日よりサービスを利用することができます。
4. 第6条に定める法人会員の契約年度途中で新規個人会員の追加登録を行った場合及び退会した場合も、法人会員は当該個人会員について1年分の年会費を負担するものとします。
5. 法人会員が会員資格を失った場合は、個人会員は自動的に会員資格を失うものとします。

第6条（法人会員資格の有効期間）

法人会員資格の有効期間は、別段の取り決めがない限り、原則として入会后1年間とし、期間満了日の2ヶ

月以上前に終了の意思表示がない場合には、更に1年間延長され、以後も同様とします。更新にあたり、年会費は更新時点における個人会員数に応じて算定されます。

第7条（法人会員の中途退会）

法人会員の中途退会は暦月の末日付とし、退会希望月の前々月の末日までに本法人に退会の意思を通知の上、所定の様式により退会手続きを行います。

第8条（会員資格の取消し）

本法人は、次のいずれかの場合には、法人会員又は個人会員の会員資格を取り消すことができます。

- （1）法人会員が倒産又はそれに準ずる事態、解散、営業停止処分等により事業を停止し、又はその恐れが生じたとき
- （2）法人会員が正当な理由がなく年会費の支払を遅延したとき、又はその他本規定に定める事項について違反したとき
- （3）法人会員の入会申込書の内容に虚偽の記載があったとき
- （4）個人会員が不適正なサービス利用により本くらぶの正常な運営を妨げ又は信用を傷つけていると本法人が判断したとき

第9条（個人情報の取扱い）

1. 本法人が、会員登録及び本くらぶのサービスの提供に際して取得する個人会員の取扱いについては、本法人が法人会員との間で締結する「個人情報の取扱いに関する覚書」において定めるものとします。
2. 法人会員は、入会の際に、本法人が本くらぶのサービス提供の目的のために個人会員の情報を取得し、またポータルくらぶ個人会員規定及び入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて定めるところに従い収集・利用又は第三者に提供することがあることを、個人会員に対し事前に周知させるものとします。

第10条（守秘義務）

本法人は、本業務運営を通じて知り得た法人会員の機密情報について守秘義務を負うものとします。

第11条（サービス提供責任）

本くらぶのサービスは、本法人と提携する事業主体が提供します。そのサービスの内容や不具合によって法人会員、個人会員その他の第三者が被った損害については、当該事業主体が一切責任を負うものとし、本法人は、本法人に故意・過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第12条（サービス等の変更）

本くらぶは、サービスの種類・内容、利用の条件を法人会員及び個人会員への通知を行うことなく随時変更することができるものとし、法人会員はこれを承諾します。

第13条（サービス提供の中止・不能および免責）

1. 本くらぶのサービスは、可能な範囲内で提供するものであり、提携関係の変更、提携先事業主体の事情その他の理由により、サービスの提供を中止・中断し、あるいは提供不能となる場合があることを、法人会員は承認するものとします。そのような場合は、サービス提供の中止・中断あるいは不能により法人会員又は個人会員に損害が生じても、本法人は一切責任を負わないものとします。
2. 本くらぶのサービス提供に関し、本法人が個人会員に対して負うべき責任は、本法人に故意・重過失がある

場合を除き、法人会員が本法人に支払い済みの当該個人会員にかかる年会費の額を上限とするものとします。

3. 本クラブのサービス提供に関し、本法人が法人会員に対して負うべき責任は、個人会員に対して負うべき損害賠償の総額と合わせて法人会員が当法人に支払う年会費の1年分の額を上限とするものとします。

第14条（本規定の改定）

1. 本規定の各条項は、本法人が必要と判断した場合には、改定内容を本法人所定のWEBサイトに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第15条（管轄裁判所）

法人会員又は個人会員と本法人との間で訴訟の必要性が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

平成25年4月1日制定
令和4年5月20日最終改定
以上

ポスタルくらぶ個人会員規定

第1条（目的）

ポスタルくらぶ（以下「本くらぶ」といいます。）は、暮らしに役立つサービスや情報等を提供することにより、豊かな生活のお手伝いをすることを目的とします。

第2条（会員）

1. 本くらぶの目的に賛同してポスタルくらぶ法人会員規定に同意し、一般社団法人ポスタルくらぶ（以下「本法人」といいます。）が承認した企業・団体等を「法人会員」と称し、本くらぶのサービスの対象となる、法人会員の社員、構成員を「個人会員」と称します。
2. 個人会員は、本規約を承認することにより、本くらぶのサービスを利用することができるものとします。

第3条（サービスの対象者）

本くらぶのサービスの対象者は、本法人に対して入会申込を行った法人会員に所属し、本法人がこれを認めて本くらぶに登録した個人とします。

第4条（会員登録事項の変更）

1. 個人会員は、住所、氏名等の登録事項に変更が生じた場合は、すみやかに法人会員を通じて本法人に届け出るものとします。
2. 登録事項変更の効力は、本法人において必要な手続きが完了したときに発生するものとします。
3. 本法人は、登録氏名・住所に宛てて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到着しなかったときでも通常到達する時に到達したものとみなします。万一、登録事項の変更のご連絡をいただいていない場合、あるいは誤った連絡をいただいた場合、本法人あるいはサービスを提供する事業主体からの通知その他の送付物の不着等が生じて、本法人は一切責任を負いません。

第5条（会員資格の喪失）

1. 個人会員は、次の場合に会員資格を喪失します。
 - （1）法人会員が退会又はその他の事由により会員資格を喪失したとき
 - （2）法人会員が個人会員の退会を届け出たとき
 - （3）本規定に定める事項又はその他の規定に違反し、本法人が法人会員に対して資格喪失を通知したとき
 - （4）サービスの不適正な利用により本くらぶの信用等を傷つけていると本法人が判断し、本法人が法人会員に対して資格を喪失を通知したとき
2. 前項（1）（2）に基づき会員登録を喪失した場合は、会員資格喪失日までに受理された個人会員による個別のサービスの申込みは有効とします。

第6条（ポスタルくらぶ会員カード）

1. 本法人は、本くらぶへの登録に伴って、ポスタルくらぶ会員カード（以下「会員カード」といいます。）を発行します。
2. 前項において、本くらぶ会員に発行する会員カードは1枚限りとします。
3. 個人会員が会員カードを紛失した場合、本法人に対して再発行を請求することができるものとします。この場合において、本法人は当該個人会員に対し所定の手数料を請求するものとします。

4. 第5条により本クラブの会員資格を喪失した場合は、その会員カードは使用できません。

第7条（サービス）

1. 本クラブの会員は、次のサービスのうち法人会員が本法人と締結する契約に応じて指定したサービスの提供を受けることができます。

- （1）旅行・宿泊に関する情報提供
- （2）電話によるホットライン相談・紹介・情報提供
- （3）本法人が別に定めるその他のサービス

2. 前項にかかわらず、前項（3）の一部のサービスについては、別途費用負担を要するものとする事ができるものとします。

3. 第1項の各サービスは、地域によっては利用できない場合があることを、個人会員は前もって了承するものとします。また、各サービスの内容については、本法人WEBサイト（ホームページ）（以下「WEBサイト」といいます。）及びサービス利用案内等で随時お知らせします。

4. 第1項のサービスは、本法人と提携する事業主体が提供いたします。そのサービスの内容や不具合によって個人会員その他の第三者が被った損害については、当該事業主体が一切責任を負うものとし、本法人は、本法人に故意・過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第8条（サービス等の変更）

本クラブは、サービスの種類・内容、利用の条件等を個人会員への通知を行うことなく随時変更することができるものとし、個人会員はこれを承諾します。

第9条（サービス提供の中止・不能および免責）

1. 本クラブのサービスは、可能な範囲内で提供するものであり、提携関係の変更、提携先事業主体の事情その他の理由により、サービスの提供を中止・中断し、あるいは提供不能となる場合があることを、個人会員は承認するものとします。そのような場合は、サービス提供の中止・中断あるいは不能により個人会員に損害が生じても、本法人は一切責任を負わないものとします。

2. 本クラブのサービス提供に関し、本法人が負うべき責任は、本法人に故意・重過失がある場合を除き、法人会員が本法人に支払い済みの当該個人会員にかかる年会費の額を上限とするものとします。

第10条（利用制限）

本クラブのサービスは、入会された個人の、豊かな生活のお手伝いをすることを目的とするものであり、営利の目的で利用したり、第三者に利用させてはなりません。

第11条（利用の謝絶等）

本法人は、利用の態様に照らし、本クラブの目的に反する利用がなされていると認める場合は、利用の謝絶その他適切と認める措置を講ずることがあります。

第12条（個人情報の収集・利用）

個人会員（この条においては、本クラブへ入会申込みをしようとする法人会員の個人会員を含みます。）は、氏名、住所、電話番号、生年月日等、法人会員を通じて届け出た事項及び本クラブのサービスの利用履歴等の情報を、本法人が定める「入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて」に記載した利用目的のために、本法人が必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。本法人の登録に

必要な会員情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は本クラブのサービスのご利用をお断りすることがあります。

第 13 条（サービスの説明書類等）

個人会員は、本法人の定めるサービスの提供に必要な範囲内で、サービスにかかわる資料及びその他の宣伝用資料を本法人から送られることに同意します。

第 14 条（本規定の改定）

1. 本規定の各条項は、本法人が必要と判断した場合には、改定内容を本法人所定のWEBサイトに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 15 条（管轄裁判所）

個人会員と本法人との間で訴訟の必要性が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 4 年 5 月 20 日最終改定
以上

【入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて】

個人会員（本くらぶへ入会申込みをしようとする法人会員の個人会員となろうとする者とあわせて以下「個人会員等」といいます。）は、この「入会・利用に際しての個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、個人会員となった後に本くらぶのサービスを利用するものとします。

1. 事業者 一般社団法人ポスタルくらぶ
2. 個人情報保護管理者 個人情報保護管理責任者
3. 個人情報の利用目的

（１）個人会員等は、本規定第7条第1項に定めるサービスの提供及び会員登録・更新に係る手続に必要な範囲内で、個人情報を、本法人が利用することに同意します。なお、個人会員等の個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ・会員証の送付のため
- ・商品、サービス提供に関する内容、価格等の情報提供のため
- ・当法人のサービス利用申込の受付、商品・サービスの提供、お問合せへの回答
- ・代金・料金の請求、回収
- ・商品・サービスの企画及び利用に関する調査、アンケート等のお願い及びその後の連絡
- ・利用傾向・ニーズの把握と分析及び分析結果に基づく商品・サービス等のご提案
- ・新規商品・サービスの開発とご提案
- ・統計資料の作成
- ・当法人のサービスに関するメールマガジン、ダイレクトメール、お知らせ、広告等の情報提供
- ・当法人が適切と判断した企業・団体等の商品・サービスに関するメールマガジン、ダイレクトメール、お知らせ、広告等の情報提供
- ・当法人が実施するキャンペーンのご案内
- ・他の事業者等から個人情報の取扱いを受託した場合において、当該受託業務の遂行のため

（２）個人会員等は、当法人が、個人情報保護に関する契約を締結したうえで、本規定第7条第1項に定めるサービスの提供を目的として、氏名、会員番号、住所、電話番号等の会員情報を、口頭、書類の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により、本法人と提携する事業主体に提供することがあることに同意します。

（３）個人会員等は、当法人が個人会員等の所属する法人・団体に対し、報告のために、個人会員等の氏名、住所、電話番号、会員番号、ご利用実績、ご利用に関わる事項等の個人情報、口頭、書類の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により、提供することがあることに同意します。

4. 個人情報の委託

本法人は業務の委託を行う場合があります、業務委託先に対しては個人会員等の個人情報を預けることがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などによりご利用者様等の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

5. 個人情報の開示等の請求

個人会員等から個人情報の開示等の請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。情報の開示は電磁的記録の提供による方法、書面による方法、又は当法人が定める方法にて行います。ただし、法人会員からお預かりしている個人会員等の個人情報は開示等の対象とはなりません。必要な場合は法人会員の担当窓口にお申し出ください。

また、お預かりした情報が不正確である場合には本クラブのサービスの提供に必要な範囲内で、正確なものに変更させていただきます。なお、開示請求（第三者提供記録の開示請求を含む）、個人情報の利用目的の通知、内容の訂正、追加及び削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に関する詳細な手続き方法については、「個人情報の取扱いについて」（WEBサイト掲載）にて公表します。

6. 本同意条項に不同意の場合

個人情報の提供は任意ですが、全部又は一部の提供を承諾されない場合は、サービスの全部または一部をご利用できないことがあります。

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 4 年 5 月 20 日最終改定

<お問い合わせ窓口>

個人情報保護方針に関するお問い合わせ及び開示・訂正・中止のご請求、個人情報の取り扱い、苦情、その他の不明点についてのご照会は、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

一般社団法人ポスタルクラブ 個人情報保護管理責任者

一般社団法人ポスタルクラブ サービスセンター

<電話番号> 0120-220-230

<受付時間> 10:00~17:00 月~金（祝日を除く）

◆会員の皆さまは会員専用フリーダイヤルへお電話ください。

◆サービスセンターがお電話で取得する個人情報は、ご依頼事項への確実な対応および品質向上を目的として利用いたします。

◆サービスセンターへの電話によるお問合せは、録音させていただく場合があります。

※「個人情報保護方針」につきましては、本法人 WEB サイト <https://www.postal-club.com/> に表示しております。本法人は、下記の認定個人情報保護団体の対象事業者です。本法人の個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、下記へのお申し出も可能です。

（ポスタルクラブサービス等に関するお問い合わせ先ではありません。）

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

個人情報保護苦情相談室

<電話番号>

0120-700-779

<住所>

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 12F